（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正）

第六十一条　次に掲げる法律の規定中「又は区長」の下に「若しくは総合区長」を加える。

一　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）第二条第五号

二　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十四条第一項第五号

（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正）

第六十二条　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「指定都市の区」の下に「（総合区を含む。次項及び第十四条第一項において同じ。）」を加える。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第六十三条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九十三条第一項中「、同法」を「及び同法」に改め、「及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市」を削る。

（都市再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第六十四条　施行時特例市に対する前条の規定による改正後の都市再生特別措置法第九十三条第一項の規定の適用については、同項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正）

第六十五条　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「、区」の下に「又は総合区」を加える。

第五十九条中「、区長」の下に「又は総合区長」を加える。

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第六十六条　次に掲げる法律の規定中「区を」を「区及び総合区を」に改め、「区長」の下に「及び総合区長」を加える。

一　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第七十一条第一項

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第六十二条第一項

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第六十七条　施行日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）附則第三号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条の見出し中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」とあるのは「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」と、同条第一号中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」とあるのは「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」と、「第七十一条第一項」とあるのは「第五十九条第一項」とする。

（特定都市河川浸水被害対策法の一部改正）

第六十八条　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「、地方自治法」を「又は地方自治法」に改め、「又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」を削る。

（特定都市河川浸水被害対策法の一部改正に伴う経過措置）

第六十九条　施行時特例市に対する前条の規定による改正後の特定都市河川浸水被害対策法第九条の規定の適用については、同条中「又は地方自治法」とあるのは「、地方自治法」と、「中核市」とあるのは「中核市又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第七十条　市町村の合併の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第四条第二項中「第二百五十二条の二第一項」を「第二百五十二条の二の二第一項」に改める。

第五条第六項中「第二百五十二の二第一項」を「第二百五十二の二の二第一項」に改め、同条第三十項中「市町村及び」を「市町村並びに」に、「区を」を「区及び総合区を」に改める。

第十一条第三項中「区ごと」を「区（総合区を含む。第二十一条第一項において同じ。）ごと」に改める。

第三十三条第四項中「出張所又は」を「出張所」に改め、「その出張所」の下に「又は同法第二百五十二条の二十の二第一項に規定する総合区の事務所若しくはその出張所」を加える。

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第七十一条　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「、第二百五十二条の二十二及び第二百五十二条の二十六の三」を「及び第二百五十二条の二十二」に改める。

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正）

第七十二条　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「、同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市（第二十八条第二項において単に「特例市」という。）」を削る。

第二十八条第二項中「、中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十三条　施行時特例市に対する前条の規定による改正後の地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第四項及び第二十八条第二項の規定の適用については、同法第五条第四項中「又は同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市」という。）又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市（第二十八条第二項中「若しくは中核市」とあるのは「、中核市若しくは施行時特例市」とする。

（津波防災地域づくりに関する法律の一部改正）

第七十四条　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第一項中「、同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市（第三項において「特例市」という。）」を削り、同条第三項中「、中核市及び特例市」を「及び中核市」に改める。

（津波防災地域づくりに関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十五条　施行時特例市に対する前条の規定による改正後の津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「又は同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市」という。）又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市（第三項において「施行時特例市」と、同条第三項中「及び中核市」とあるのは「、中核市及び施行時特例市」とする。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第七十六条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第五項中「により区」の下に「（総合区を含む。以下この項及び次条第六項において同じ。）」を、「又は区長」の下に「（総合区長を含む。）」を加える。

第十九条第六項中「又は区長」の下に「（総合区長を含む。）」を加える。